

(参考)過去の質問及び回答

※本資料において、「センター」とは地域包括支援センターのことを指します。

質問 番号	質問	回答
1	同一法人が複数の圏域（区域）に応募することは可能か。	応募は可能ですが、圏域（区域）内それぞれに事務所を設置する必要があります。 また、応募書類についても受託希望圏域（区域）ごとに作成する必要があります。
2	センター運營業務を受託するにあたり、法人が介護予防サービス事業所を営んでいることは問題ないか。	センターの運営法人が介護予防サービス事業を実施することは認めていますが、公平・中立性を担保するため、指定介護予防支援業務において、利用サービス事業所に偏りが生じないように、同一法人事業所の占有率を50%以下とすることを求めています。
3	事前申出以降、応募を辞退する場合の手続きはどのようにすればいいのか。	応募を辞退する場合は、事務局あてに電話でご連絡いただいた後、書面による「辞退届」を提出してください。辞退届の様式は定めませんが、法人名称・代表者名・応募圏域・辞退の旨の文言・提出日の記載をお願いします。
4	職員については、豊富な知識と経験を有する者を確保する予定であるが、それでも大阪市からの委託料人件費を相当下回る見込みである。 この差額を活用して、必要職員数を上回る職員を配置して体制の充実に努めたいと考えているが可能か。	本市が配置を求める職員数を満たしていれば、職員を加配することは可能です。また、委託料額を上回っていても法人負担等により加配することも可能です。 加配を想定している場合、様式5には加配職員も含めた記入をしてください。
5	保健師に準ずる者として看護師を配置する場合について「高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する」とされているが、看護師の基本資格で介護支援専門員の業務に従事している者であれば条件を満たしていると考えて良いか。具体的に訪問看護の経験以外にどのような内容が該当するか。	看護師の基礎資格を持ち介護支援専門員の業務に概ね1年以上従事していれば条件を満たしていると考えます。その他の経験の例としては、デイケア・デイサービスなど高齢者支援の各種サービスや相談対応等の従事経験なども含めます。
6	応募書類提出後の1月に社会福祉士国家試験を受験する者については、合格発表が3月中旬となるため、応募時に社会福祉士として配置計画書に記載しても問題ないか。	社会福祉士として配置計画書に記載していただいて結構ですが、4月の受託開始時点において、試験に合格し、かつ、登録をしていないと社会福祉士の名称が使えませんので、配置計画書の資格欄に「令和〇年1月社会福祉士資格受験」「令和〇年3月合否結果・同月登録予定」と明記してください。 なお、当該配置予定職員が「社会福祉士に準ずる者」に該当しない場合は、社会福祉士登録ができなかった場合の配置計画について備考欄に記入してください。
7	必要職員以外に、事務所設置予定場所である施設の施設長にセンターの責任者（センター長）を兼務させたいと考えているが可能か。	可能です。（ただし、この場合センター長の人件費を委託料から支出するには、「包括的支援事業補助員」と位置づけることとなります）。 一方で、センターの管理者は基準配置職員から選任していただく必要があります。 また、指定介護予防支援事業所の管理者は専任でなければならず、当該指定介護予防支援事業所の他の職務とセンターの職務に限って兼務可能とされていますので、お問い合わせの職員体制とされる場合、指定介護予防支援事業所の管理者は、施設長でもあるセンター長とは別に置く必要があります。
8	年度途中に、必要職員数の調整や見直しはあるか。	センターの職員配置基準については、年度ごとに圏域内の高齢者人口等に応じて設定しており、年度途中の配置数の見直しは想定していません。

質問 番号	質問	回答
9	基準配置職員の１日あたりの最低出勤人数はあるか。	センターの開設時間中は、１名以上の基準配置職員の方が出勤しているようにしてください。
10	設置場所については、「地域住民の利便性に配慮した担当圏域内の分かりやすい場所に設置するとともに、バリアフリーに十分配慮した設備とする。事務室及び相談者のプライバシーが確保できる相談室を設ける。」とあるが、事務室・相談室の面積基準はあるか。	「募集要項」の「第２章４設置場所等」に記載の要件のみで、面積基準等はありません。
11	在宅介護支援センターとして整備補助を受けた場所をセンターとする場合、施設整備補助金の扱いはどうなるか。	在宅介護支援センターを含め、国・市から補助金の交付を受けて整備された社会福祉施設等の建物内にセンターの事務所を設置する場合には、本市を通じて厚生労働省（近畿厚生局）に財産処分申請を行い、事業開始前までに承認を得る必要があります。財産処分に当たっては、施設整備当時の状況と現在の施設の使用状況を照合したうえで、センターとしての専用部分を特定する必要があります。申請内容に不備があると事業開始前までに承認を得られない可能性がありますので、財産処分手続について補助金所管担当（老人福祉施設の場合は、福祉局高齢者施策部高齢施設課：06-6241-6530）に事前相談してください。
12	設置場所に「包括支援システム導入のためのパソコンを設置する」とあるが、「包括支援システム」とは何か。特定のメーカーのシステムを指すのか。	「包括支援システム」とは、センターの業務（指定介護予防支援業務を含む）を遂行するための業務処理システム全般のことを指します。本市では、現行の全センターが、（株）ブレインサービスの「包括支援システム」を導入していますが、本市として他社の業務処理システムの導入を妨げるものではありません。
13	現在、別の介護サービス事業所を運営している場所を、センターの事務室設置場所として応募することは可能か。	可能です。 ただし、センター業務の適正な遂行にかかる一定スペース（包括職員の事務スペース、相談室、個人情報適正管理のための帳票類保管場所等）の確保が前提条件です。また、電話回線及びパソコンについては、センター専用のものを確保してください。 なお、介護サービスの種類によっては、設備基準により占有スペースの確保が必要な場合がありますので、福祉局高齢者施策部介護保険課（指定担当）（06-6241-6310・最初ガイダンスで「３」次のガイダンスが流れたら「１」）にご相談ください。
14	賃貸物件を活用して事業実施を考えているが、応募書類提出時に、事務所の賃借契約を完了していなければならないか。	応募書類提出時に賃貸契約を完了している必要はありませんが、応募時点において、検討・交渉中の場合、「様式６」の「４.その他の準備状況について」欄に、契約等の準備状況を記入してください。 また、選定後に、地域住民への周知及び指定介護予防支援事業所の指定申請手続き等が遅滞なく行えるよう、準備を進めてください。

質問 番号	質問	回答
15	「開設時間を延長することは差し支えない」とあるが、区・圏域によって違ってよいのか。	本市が設定している開設時間を下回らなければ、区・圏域によって開設時間の違いが生じることは可能と考えています。
16	人件費については専門職1名あたり600万円と示されているが、必要職員数の0.5人に相当する非常勤職員の人件費は1名あたり300万円と理解してよいのか。また、650万円の職員と550万円の職員を採用するなどしてよいのか。	0.5人に相当する人件費は1名あたり300万円を想定しています。 また、個々の職員の人件費が600万円以下である必要はありません。
17	委託料は四半期ごとの支払いとされているが、最初の支払月は何月か。	新年度予算の成立後、速やかに契約手続を行い、4～5月中に支払う予定です。
18	センター業務（包括的支援事業）と指定介護予防支援事業所の会計は、内訳が明確になっていれば一体の会計で処理してもよいのか。	「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）」において、「指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。」とされているため、明確に区分していただく必要があります。
19	新たに受託予定法人となった場合には、速やかにセンターの開設準備に着手する」とあるが、業務開始の4月1日までに職員配置を整える必要があるのか。また、業務開始日までの期間の引継ぎや開設準備に要する職員の人件費や事務費等は4月以降の業務委託料から充当することは可能か。	具体的な業務引継ぎの方法やスケジュールは、別途、選定後にお示しする予定ですが、個々のケースの引継ぎや、関係機関との打ち合わせ等、過密なスケジュールが想定されますので、4月1日から円滑に業務を開始できるようにするために可能な限りの体制を整えていただく必要があります。 また、指定介護予防支援事業にかかる引き継ぎについては、旧センターと新センター双方での利用者宅への訪問、一部委託先事業者への説明等を行うなど、新センターが新たな担当ケアマネとして業務開始できるよう体制を整えていただく必要があります。 なお、本市の委託料積算には、業務開始日までの期間の引継ぎや開設準備に要する職員の人件費は含んでおりません。
20	選定後、受託候補者は、「法第115条の22第1項に基づく申請（指定介護予防支援事業所指定申請書）を提出する必要がある。」されているが、指定申請にはどのような書類が必要なのか。	指定介護予防支援事業所の指定申請手続に関するお問い合わせは、福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6241-6310・最初ガイダンスで「3」次のガイダンスが流れたら「1」）あてにお願いします。
21	介護予防支援費の件数制限について、センター自身が作成するケアプランについて件数制限はあるのか。	包括的支援業務と一体的に行われる介護予防支援業務については、包括的支援業務が適切に運営できるよう一定の件数制限を設けており、基準配置職員1人あたり20件以内としています。 指定介護予防支援事業所として法人の独自財源で配置する介護予防支援業務従事職員については、件数制限は設けられていませんが、運営基準等を踏まえ、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があります。
22	センター運営業務を受託できた場合、センターの名称は法人が任意に決定することができるのか。	法人が任意に決定することは、できません。 公正・中立性の確保が極めて重要であるセンターの名称には、法人や事業所名を使用しないことが大阪市地域包括支援センター運営協議会で承認されており、本市では圏域名を冠としたセンター名称としています。

質問 番号	質問	回答
23	様式14について、市区町村事業等の委託料収入は「運営費収入」「経常経費補助金収入」のどちらに含めるのか。または、いずれにも含める必要がないのか。	センター運営委託料は補助金ではありませんので「運営費収入」に含めてください。
24	様式14について、「国庫補助金等特別積立金取崩額」について、計上する必要があるか。計上する場合は項目を追加するのか。	項目を追加する必要はありません。事業活動収入には計上しておいてください。
25	文字数制限がある様式について、図表等を貼り付ける場合、図表中の文字もカウントするのか。	お見込みのとおり。
26	様式3「他の法人・団体を兼任している場合」の項目について挙げるのはどういう範疇の法人・団体になるのか。例えば医療・福祉系の事業に携わる法人・団体に限られるのか、営利・非営利や業種も問わずあらゆる何らかの法人・団体を想定されているのか。	全ての法人・団体を対象としています。
27	様式5の（2）従事者の一覧 について プランナーと地域ケア推進担当を兼務する職員の場合、地域包括支援センター従事職員欄と介護予防支援業務従事職員欄の両方に記載することになるのか。兼務であることを示す表記の仕方も含めて教えてください。	同じ職員を両方の欄に記載してください。 法人職員としては常勤であっても、常勤・非常勤の欄は両方とも非常勤としてください。 専任・兼務の欄は両方とも兼務としてください。また、地域包括支援センター従事職員の職種欄には「地域ケア（資格）・介護予防支援業務従事職員」と記載してください。
28	様式14「直近3年間の法人収支状況一覧表」の記載について金額については、円単位か千円単位のどちらで記載すれば良いのか。	金額については、円単位で記載をしてください。
29	申請書の「代表者氏名」について 提出書類の資料1「登記事項証明書」に記載された代表者は『理事長 ○○○』となっているが、今後、選定された際に交わす契約書の印は『会長之印』の印となる。 ついては、申請書の代表者氏名について『会長（理事長）○○○』という書き方でよいか。 （※ ○○○については同一人物）	お見込みのとおり。